

公 告

鳥取市公共施設包括管理委託事業について公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和6年5月8日

鳥取市長 深澤義彦

1 委託業務の内容

(1) 業務名

鳥取市公共施設包括管理委託事業

(2) 業務内容

鳥取市公共施設包括管理委託事業仕様書のとおり

(3) 業務期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）

(4) 提案上限額

金 2,372,539,000円

※5年間の総額とし、消費税及び地方消費税を含みます。

2 参加資格

本件公募型プロポーザルに参加しようとする者は、単体若しくは複数の事業者により構成される共同企業体とし、次のすべての要件を満たすこと。

(1) 単体企業の場合

ア 日本国内に本店を有する法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

イ 令和6年度及び令和7年度に鳥取市が発注する物品・役務等競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和5年鳥取市告示第593号）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が「役務」に登録されている者（登録に関する申請書を提出し、審査中のものを含む。）であること。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

エ 公告の日から企画提案書の提出期限までのいずれの日においても、鳥取市入札参加資格者指名停止措置要綱（平成25年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている期間がない者であること。

オ 公告の日から企画提案書の提出期限までのいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

カ 次の（ア）から（ウ）までのいずれかに該当する者でないこと。

（ア）鳥取市暴力団排除条例（平成24年鳥取市条例第1号）第2条第3号に規定する暴力団員等

- (イ) 暴力団員等を役員、代理人、支配人その他の使用人としている者
- (ウ) 暴力団員等と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

キ 国税（法人税、消費税及び地方消費税）及び鳥取市税に滞納がないこと。

ク 仕様書において、要求する条件に対応できる能力があること

ケ 令和元年度以降、国若しくは地方公共団体又は民間において建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）に規定する建築物環境衛生管理技術者の設置（選任）が必要な建築物の管理を主体となり行った実績があること。

(2) 共同企業体の場合

構成員すべてが、(1) のアからキまでに掲げる要件をすべて満たしているとともに、クについては共同企業体が、ケについては共同企業体構成員（企業）のいずれかが要件を満たしていること。

なお、共同企業体で提案を行う場合には、次の事項に留意すること。

ア 必ず共同企業体の代表となる事業者を定め、その代表企業が本公募型プロポーザルの参加の申込み及び企画提案書類の提出を行うこと。

イ 1事業者が複数の共同企業体に所属することはできない。また、共同企業体に所属しながら単独で提案を行うこともできない。

ウ 代表者及び構成員を変更することはできない。ただし、構成員に限り、やむを得ない事情があると認めた場合は、変更を認めるものとする。

エ 構成員の数は任意とする。

3 実施要項の公表及び取得方法

(1) 公表期間

令和6年5月8日から同年7月25日まで

(2) 取得方法

本件公募型プロポーザルの実施要項（以下「実施要項」という。）は、鳥取市公式ウェブサイト（<https://www.city.tottori.lg.jp/>）からダウンロードすること。

4 参加申込書及び企画提案書の提出方法等

(1) 参加申込書

本件公募型プロポーザルに参加を希望する者は、次により参加申込書を提出すること。

ア 提出期限

令和6年7月25日（木）午後5時（必着）

持参する場合の受付時間は、鳥取市の休日を定める条例（平成元年鳥取市条例第2号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時まで。

イ 提出場所及び提出方法

5の担当部局に持参し、又は郵送（郵送の場合は、書留郵便に限る。）すること。

(2) 企画提案書

(1) の参加申込書の提出後に別途企画提案書の提出要請を受けた者は、次により企画提案書を提出すること。

ア 提出期限

令和6年8月9日（金）午後5時（必着）

持参する場合の受付時間は、休日を除く日の午前9時から午後5時まで。

イ 提出場所及び提出方法

（1）のイに同じ。

5 担当部局

〒680-8571

鳥取市幸町71番地

鳥取市総務部資産活用推進課（鳥取市役所本庁舎4階）

電話：（0857）30-8136（直通）

FAX：（0857）20-3948

E-mail：shisan@city.tottori.lg.jp（資産活用推進課公式）

6 参加申込書及び企画提案書の審査等

- （1）参加申込書を提出した者のうちから鳥取市公共施設包括管理委託事業公募型プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）において書類審査を行い、企画提案書の提出を要請する者の選定を行う。
- （2）企画提案は、企画提案書を提出した者のうちから委員会において書類及びヒアリングにより審査を行い、その結果に基づいて市長が本件業務委託における最優秀提案者を選定するものとする。

7 その他

- （1）関連情報を入手するための照会窓口は、5の担当部局とする。
- （2）参加申込書及び企画提案書の作成、応募、ヒアリング等に要する費用は、応募者の負担とする。
- （3）提出された書類は、返却しない。
- （4）提出された書類は、法令等に定めがある場合を除き、提出した者に無断で本件公募型プロポーザル以外の用途に使用しない。
- （5）その他詳細は、実施要項による。